広島市健康福祉局保健部保険年金課

広島市国民健康保険・後期高齢者医療制度

はり・きゅう施術費支給制度について

１　はり・きゅう施術費支給制度の概要

広島市が指定したはり師・きゅう師に施術を受ける際、施術回数に応じて施術費を支給する。

・対象疾患　末しょう神経疾患及び運動器疾患

・支給額　　１回（１日）につき７００円、１会計年度につき１人３５回まで

* 被保険者の負担額が７００円未満の施術の場合は対象としない。
* 同一の疾患について現に療養費の給付及び療養費の支給を受けている場合は対象としない。

２　はり・きゅう施術担当者の指定

⑴　指定要件

・はり師・きゅう師の免許を有する者

・市内に所在する施術所において業務に従事する者

⑵　必要書類

・はり・きゅう施術担当者指定申請書

・はり師免許証の写し、きゅう師免許証の写し

・口座振替依頼書（広島市に債権者登録がない場合）  
→ 施術費を代理受領する場合の振込先の登録

・上記登録口座の口座番号、カナ氏名など確認できるもの（通帳の写しなど）

⑶　はり・きゅう施術担当者指定書の交付

⑷　はり・きゅう施術担当者名簿（窓口用）及びホームページへの登載

３　はり・きゅう施術費支給制度の利用方法

⑴　はり・きゅう施術券の交付申請

・申請先　　区保険年金課・出張所・連絡所（戸坂・青崎・井口に限る）・市役所サービスコーナー

・申請者　　被保険者（施術担当者の意見書が必要）

被保険者及び同一世帯員以外が代理受領する場合は委任状への記載が必要

・必要書類　はり・きゅう施術券交付申請書兼意見書

・交付枚数　各会計年度３５枚

* 施術担当者を変更する際は、未使用の施術券を区保険年金課へ返却の上、改めて、新しい施術担当者により意見書への記載を受け、交付申請を行う必要がある（交付上限枚数は、未使用分の施術券の枚数）。
* すでに国民健康保険の被保険者として施術券の交付を受けている者が、年度の途中で後期高齢者医療制度に変わる場合は、当該年度に限り、交付済みの国民健康保険の施術券を引き続き使用することができる。

⑵　施術の実施

⑶　施術録への記録（３年間保存）

⑷　施術費の支給申請

・申請先　　被保険者の住所地の区保険年金課

・申請者　　被保険者

施術者が代理受領する場合は委任状への記載が必要

・必要書類　はり・きゅう施術費支給申請書（裏面に施術券を貼付）

⑸　施術費の支払（代理受領の場合は施術担当者指定申請時に登録した口座へ振り込む）

４　根拠法令等

・広島市国民健康保険条例第５条の３

・広島市国民健康保険規則第１０条の３～第１０条の５

・広島市後期高齢者はり・きゆう施術費支給事業実施要綱